

六 払込金額

七 最低額面金額

八 振替単位

九 発行の価格

十 利率

十一 経過利率

十二 払込み

の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百七十九億九千三百万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十七年七月二十日

十 額面金額百円につき九十九円九

年一・二パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

座について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額

へただし、当該国債を発行時に、又は外国法人である者が非居住者又は前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受けた金額を乗じた金額を控除

十三 初期利子

平成十七年十二月二十日を支払

することができる。
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子

毎年の六月二十日及び十二月二十

日を支払い、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利子を支払う。

平成二十七年六月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還金額

平成十七年六月二十日

十六 償還金額

平成十七年六月二十日

十七 元利支

平成十七年六月二十日

十八 払集期間

平成十七年七月七日から平成十

十九 払込期日

平成十七年七月二十日